

県内業者を対象とした建設工事に係る業務委託一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県が発注する県内業者を対象とした建設工事に係る業務委託において実施する一般競争入札（事後審査型）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 一般競争入札（事後審査型）を実施する業務委託（以下「対象業務」という。）は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が1千万円以上の測量業務及び補償コンサルタント業務とする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、山梨県における測量業務及び補償コンサルタント業務の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 山梨県内に本店を有すること。
- (4) 対象業務に応じた登録又は許可を受けていること。
- (5) 対象業務と同種の業務実績に関する要件を満たしている者であること。
- (6) 配置予定の技術者が、必要な資格に関する要件を満たしている者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20日施行）により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (8) 公告の日以降に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成19年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (10) 電子認証（ICカード）を取得している者であること。

(11) その他契約担当者が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

(入札公告)

第4条 契約担当者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、必要な事項を公告するものとする。

2 入札公告は、山梨県公共事業ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の「情報公開サービス」中、「入札公告」に掲載する。

(入札参加資格申請等)

第5条 契約担当者は、入札に参加しようとする者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望業者から所定の期限までに入札参加資格確認申請及び入札参加資格確認資料等の提出を電子入札システムにより求めることとし、その旨を公告において明らかにする。

(入札参加資格の確認)

第6条 入札参加資格の確認は、入札後において実施する。ただし、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格を入札した者のうち、上位3者のみを確認するものとする。

2 確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者には、ポータルサイトの「情報公開サービス」中、「入札結果」にその理由を付して公開する。

(苦情申し立て)

第7条 入札参加資格が無いと認められた者は、公共工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領（平成13年10月15日施行）により、契約担当者に対して入札参加資格が無いと認めた理由について詳細な説明を求めることができるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第108条によるものとし、同条の2に該当する者はこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、財務規則第109条に基づき納付させなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(入札の無効)

第9条 公告に掲げた入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(契約の確定)

第10条 契約は、契約担当者と落札者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

2 落札者が契約締結までの間に対象工事の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとし、その旨を公告において明らかにする。

(補則)

第11条 この要領に定めがない事項については、山梨県電子入札運用基準（平成19年1月10日施行）及び関係諸規程の定めるところによる。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。